

電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン 新旧対照表

(下線が変更部分)

変 更 後	変 更 前 (案)
<p>目次 (略)</p> <p>Ⅲ－１ マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA <u>サイクル</u>) (略)</p> <p>I. 基本的な考え方 I－１ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的な考え方</p> <p>我が国におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）対策については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 <u>19</u> 年法律第 <u>22</u> 号。以下「犯収法」という。）等の関係法令において、取引（犯収法上、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者における取引とは、役務の提供を行うことを内容とする契約の締結であり、本ガイドラインにおいても同じである。）時確認等の基本的な事項が規定されている。</p> <p>電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者は、犯収法上の「特定事業者」に該当するため、これらの法令の規定をその適用関係に応じ遵守する必要があることは当然である。</p>	<p>目次 (同左)</p> <p>Ⅲ－１ マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA) (同左)</p> <p>I. 基本的な考え方 I－１ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的な考え方</p> <p>我が国におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）対策については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 <u>十九</u> 年法律第 <u>二十二</u> 号。以下「犯収法」という。）等の関係法令において、取引（犯収法上、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者における取引とは、役務の提供を行うことを内容とする契約の締結であり、本ガイドラインにおいても同じである。）時確認等の基本的な事項が規定されている。</p> <p>電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者は、犯収法上の「特定事業者」に該当するため、これらの法令の規定をその適用関係に応じ遵守する必要があることは当然である。</p>

ここでいう、「電話受付代行業者」とは、犯収法における「顧客に対し、(略) 自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、(略) 当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話(ファクシミリ装置による通信を含む。以下同じ。)を受けてその内容を当該顧客に連絡」する役務を提供する業務を行う者であり、以下の全ての要件を満たすサービス(電話受付代行)の提供を行う事業者をいう。

- ① 自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として利用することを許諾している。
- ② 当該顧客あての当該電話番号に係る電話(ファクシミリ装置による通信を含む。)について応答している。
- ③ 通信が終わった後で、当該顧客に通信内容を連絡している。

また、「電話転送サービス事業者」とは、犯収法における「顧客に対し、(略) 自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、(略) 当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者」であり、以下の全ての要件を満たすサービス(電話転送サービス)の提供を行う事業者をいう。

- ① 自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾している。
- ② 当該顧客あての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話(ファクシミリ装置による通信を含む。)を当該顧客が指定する

ここでいう、「電話受付代行業者」とは、犯収法における「顧客に対し、(略) 自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、(略) 当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話(ファクシミリ装置による通信を含む。以下同じ。)を受けてその内容を当該顧客に連絡」する役務を提供する業務を行う者であり、以下の全ての要件を満たすサービス(電話受付代行)の提供を行う事業者をいう。

- ① 自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として利用することを許諾している。
- ② 当該顧客あての当該電話番号に係る電話(ファクシミリを含む。)について応答している。
- ③ 通信が終わった後で、当該顧客に通信内容を連絡している。

また、「電話転送サービス事業者」とは、犯収法における「顧客に対し、(略) 自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、(略) 当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者」であり、以下の全ての要件を満たすサービス(電話転送サービス)の提供を行う事業者をいう。

- ① 自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾している。
- ② 当該顧客あての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話(ファクシミリを含む。)を当該顧客が指定する電話番号に自動

電話番号に自動的に転送している。

(略)

なお、テロ資金供与対策については、テロの脅威が国境を越えて広がっていることを踏まえ、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者においては、自らが提供するサービスがテロリストへの資金供与に関連して利用され得るという認識の下、実効的な管理体制を構築しなければならない。例えば、非営利団体との取引に際しては、全ての非営利団体が本質的にリスクが高いものではないことを前提としつつ、その活動の性質や範囲等によってはテロ資金供与に利用されるリスクがあることを踏まえ、国によるリスク評価の結果（犯収法に定める「犯罪収益移転危険度調査書」）や FATF の指摘等を踏まえた対策を検討し、リスク低減措置を講ずることが重要である。

このほか、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応も含め、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号）（国際テロリスト財産凍結法）をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた体制の構築が必要である。

電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である事業部門において有効に機能するよう、経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関

的に転送している。

(同左)

なお、テロ資金供与対策については、テロの脅威が国境を越えて広がっていることを踏まえ、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者においては、自らが提供するサービスがテロリストへの資金供与に関連して利用され得るという認識の下、実効的な管理体制を構築しなければならない。例えば、非営利団体との取引に際しては、全ての非営利団体が本質的にリスクが高いものではないことを前提としつつ、その活動の性質や範囲等によってはテロ資金供与に利用されるリスクがあることを踏まえ、国によるリスク評価の結果（犯収法に定める「犯罪収益移転危険度調査書」）や FATF の指摘等を踏まえた対策を検討し、リスク低減措置を講ずることが重要である。

このほか、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応も含め、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（国際テロリスト財産凍結法）をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた体制の構築が必要である。

電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である事業部門において有効に機能するよう、経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関

係部署が継続的に取組みを進める必要がある。

また、経営戦略の中で、将来にわたりその業務がマネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されることのないよう管理体制の強化等を図るとともに、その方針・手続・計画や進捗状況等に関し、データ等を交えながら、顧客・当局等を含む幅広い関係者に対し、説明責任を果たしていくことが求められる。

(略)

II. リスクベース・アプローチ

II-2 リスクの特定・評価・低減

3. リスクの低減

(2) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）

(略)

(注1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）で定めている外国の元首、外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。

(注2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令で定めている国又は地域をいう。

(略)

係部署が継続的に取組みを進める必要がある。

また、経営戦略の中で、将来にわたりその業務がマネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されることのないよう管理体制の強化等を図るとともに、その方針・手続・計画や進捗状況等に関し、データ等を交えながら、顧客・当局等を含む幅広い関係者に対し、説明責任を果たしていくことが求められる。

(同左)

II. リスクベース・アプローチ

II-2 リスクの特定・評価・低減

3. リスクの低減

(2) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）

(同左)

(注1) 犯収法施行令及び犯収法施行規則で定めている外国の元首、外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。

(注2) 犯収法施行令で定めている国又は地域をいう。

(同左)

Ⅲ. 管理体制とその有効性の検証・見直し

Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策
定・実施・検証・見直し (PDCA サイクル)

Ⅲ. 管理体制とその有効性の検証・見直し

Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策
定・実施・検証・見直し (PDCA)